

# 定 款

株式会社ジェイテクト

# 第1章 総 則

## 商号

第1条 当会社は、株式会社ジェイテクトと称し、英文では JTEKT Corporation と表示する。

## 目的

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種ペアリングおよびその部品の製造販売
2. 自動車部品およびその他の車両部品の製造販売
3. 工作機械、産業機械、産業用ロボット、自動部品組立機、その他一般機械器具およびその部品の製造、修理、販売
4. 工業用熱処理炉、半導体製造用熱処理その他の装置およびその部品の製造販売
5. 電子制御機器、計測制御機器、画像処理装置、映像装置その他電気・電子応用機器およびそれらの関連機器ならびにそれらの部品の製造販売
6. 工業用シール、工業用ゴム製品および工業用合成樹脂製品の製造販売
7. 動力伝導装置およびその部品の製造販売
8. 自動精密測定機器、分析機器およびその部品の製造販売
9. エレベータ、バルコニー等の住宅付属設備品および建築鉄骨用部品の製造販売
10. 前各号に関する発明研究、開発技術の利用、これに関連する装置、機械および部品の製造販売
  11. 不動産の取得、利用および管理
  12. 労働者派遣事業
  13. その他適法な一切の事業およびこれに関連する投資

## 本店の所在地

第3条 当会社は、本店を愛知県刈谷市に置く。

## 機関

第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

## 公告方法

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞への掲載とする。

## 第2章 株 式

### 発行可能株式総数

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12億株とする。

### 単元株式数

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### 単元未満株式についての権利

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### 単元未満株式の売渡請求

第9条 当会社の株主は、当会社に対して、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができる。

### 株主名簿管理人

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

### 株式取扱規則

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### 招集

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

### 基準日

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 電子提供措置等

第14条 ①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 議長

第15条 ①株主総会は、取締役社長が議長となる。

②取締役社長に事故その他やむを得ない事由がある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

### 決議方法

第16条 ①株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### 議決権の代理行使

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 員数

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

## **選任**

- 第19条 ①取締役は、株主総会の決議によって選任する。  
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## **任期**

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## **代表取締役および役付取締役**

- 第21条 ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
②取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を選定することができる。

## **取締役会**

- 第22条 ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。  
②当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。  
③取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

## **報酬等**

- 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## **責任免除および責任限定契約**

- 第24条 ①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。  
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### 員数

第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。

### 選任

第26条 ①監査役は、株主総会の決議によって選任する。  
②監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 任期

第27条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 常勤監査役

第28条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

### 監査役会

第29条 ①監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。  
②監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

### 報酬等

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 責任免除および責任限定契約

第31条 ①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。  
②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 第6章 計 算

### 事業年度

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

### 剰余金の配当等の決定機関

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

### 剰余金の配当の基準日

第34条 ①当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 配当金の除外期間

第35条 金銭による剰余金の配当が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。